

○ 政策目標 9 - 1 : 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	<p>国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする社会保険制度です。具体的には、被保険者である組合員（国家公務員）と使用者である国とが所要の保険料を分担拠出し、組合員又はその被扶養者について所要の給付事由が発生した場合に、所定の保険給付等を行っています。</p> <p>上記の目的を踏まえ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理を行っていくことが重要であると認識しています。その際、「社会保障制度改革推進法」（平成 24 年法律第 64 号）、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 112 号）等に沿って取り組む社会保障制度改革及び諸外国との社会保障協定に適切に対応すること、福祉事業を含む全ての事業について、適正な運営を確保することが重要であると考えています。</p> <p>(注) 国家公務員共済組合の事業内容</p> <p>(1) 短期給付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保健給付：病気、負傷又は出産に係る給付 ② 休業給付：育児、介護等の休業に係る給付 ③ 災害給付：災害に係る給付 <p>(2) 長期給付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厚生年金保険給付：老齢厚生年金、障害厚生年金及び障害手当金、遺族厚生年金 ② 退職等年金給付：退職年金、公務障害年金、公務遺族年金 <p>(3) 福祉事業</p> <p>病院、宿泊事業等の経営、臨時支出に対する貸付け、生活必需物資の供給等</p>
-------------------------------	---

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政9-1-1：被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応
政9-1-2：諸外国との社会保障協定への対応
政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保

関連する内閣の基本方針

- 「第 196 回国会 総理大臣施政方針演説」（平成 30 年 1 月 22 日）
- 「第 196 回国会 財務大臣財政演説」（平成 30 年 1 月 22 日）
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）

施策 政9-1-1：被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応**取組内容**

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 63 号）等により、平成 27 年 10 月に被用者年金制度の一元化を行いました。一元化により、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の業務概況書について、財務大臣による運用評価の仕組みを導入しました。国家公務員共済組合連合会から業務概況書の送付を受けた後、評価を行い、その結果を公表します。評価をするにあたって、外部から専門的な意見を伺うため、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催します。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していきます。

	<p>また、公的年金等が保有する資金の運用等のあり方に関する有識者会議の提言を踏まえ、資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を実施すべく所要の対応を行います。</p> <p>さらに、「社会保障制度改革推進法」等に沿って取り組む社会保障制度改革について、国家公務員共済組合制度を所管する立場から、関係省庁とも連携を図って、引き続き検討を進めます。</p>
定性的な測定指標	
	<p>[主要] 政9-1-1-B-1:被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応 (平成30年度目標)</p> <p>国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の業務概況書について、財務大臣による運用評価をするにあたって、外部から専門的な意見を伺うため、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>被用者年金一元化により、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の業務概況書について、財務大臣による運用評価の仕組みを導入しました。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していく必要があるためです。</p>
今回廃止した測定指標とその理由	
—	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「男女別組合員数の年次推移」 ○参考指標 2 「年金種類別年金受給権者数及び年金額の年次推移」 ○参考指標 3 「厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移」 ○参考指標 4 「短期負担金・掛金収入及びこれらの総報酬額に対する割合（平均保険料率）の年次推移」 ○参考指標 5 「短期収入総額と短期支出総額の比較及び年次推移」 <p>※参考指標 1、2、4、5 (https://www.mof.go.jp/budget/reference/kk_annual_report/data.html)</p> <p>※参考指標 3 (http://www.kkr.or.jp/seidokaikaku/pdf/H29.8.pdf)</p>
施策	政9-1-2：諸外国との社会保障協定への対応
取組内容	<p>国際的な人的交流の活発化に伴い、日本と諸外国との社会保障制度の二重適用の問題や、互いの国の年金制度の受給資格期間を満たせず保険料が掛捨てになるという問題を解決するため、日本と諸外国との間で、二国間の社会保障協定が順次締結されています。この社会保障協定締結の更なる推進に向けた取組に対し、関係省庁と連携を図って、適切な対応を行います。</p>
定性的な測定指標	
	[主要] 政9-1-2-B-1:諸外国との社会保障協定への対応

(平成30年度目標) 社会保障協定締結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います。	
(目標の設定の根拠) 国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「社会保障協定の締結状況」 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html)

施策	政9-1-3：国家公務員共済連合会等の適正な運営の確保
取組内容	厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めます。
定性的な測定指標	
[主要] 政9-1-3-B-1:国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保	
(平成30年度目標) 国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保します。	
(目標の設定の根拠) 厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めるためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「男女別組合員数の年次推移」【再掲 (9-1-1: 参考指標 1)】 ○参考指標 2 「年金種類別年金受給権者数及び年金額の年次推移」【再掲 (9-1-1: 参考指標 2)】 ○参考指標 3 「厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移」【再掲 (9-1-1: 参考指標 3)】

政策目標に係る予算額	27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
(項) 国家公務員共済組合連合会等助成費	74,269,460千円	70,397,028千円	64,827,985千円	65,797,534千円	0056
(事項) 国家公務員共済組合連合会等補助等に必要経費	7,449,208千円	7,117,271千円	6,550,790千円	6,458,633千円	
(事項) 日本郵政共済組合等補助に必要な経費	117,500千円	117,713千円	118,071千円	118,057千円	
(事項) 日本郵政共済組合等負担金に必要な経費	66,702,752千円	63,162,044千円	58,159,124千円	59,220,844千円	

(注)「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標9-1に係る予算額を記載しています。

担当部局名	主計局 (給与共済課)	政策評価実施予定時期	平成31年6月
--------------	-------------	-------------------	---------